

正しい運転・明るい輸送運動表彰基準

(公社) 全日本トラック協会

昭和44年11月20日

「正しい運転・明るい輸送運動」の実施にあたり、次の基準に該当するトラック運送事業ならびに輸送取扱事業の従業員および事業所もしくは団体につき、選考の上表彰する。

なお、表彰の割当については別表のとおりとし推薦の順位に従って上位のものから順次割当数を選考する。

1. 本運動中に無事故であり、かつ本運動を含む暦年の1年間に傷害以上の大きな事故を起こさなかった従業員および事業所。
(車両の損壊、作業事故、交通事故等すべてを事故とみなし、暦年とは1月1日から同年12月31日までをいう。)
2. 本運動期間中に本運動の目標に添う事項に関し、関係当局、地方公共団体あるいは荷主から、感謝もしくは表彰された従業員もしくは団体。
3. 荷役機械、自動車部品および作業方法等の発明、考案もしくは改良を行い、事業経営の改善向上に寄与した者。
4. 人命救助、重大事故もしくは危険物の事故防止に功績のあった者。
5. その他、事業経営の改善向上、交通事故防止、作業安全およびサービス向上等に関し、著しく功績のあった従業員および事業所もしくは団体。